

動薬協会発 320号

平成25年3月15日

社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公 印 省 略)

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・生産局農産部穀物課長より通知がありましたのでお知らせします。



24生畜第2443号
平成25年3月1日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
生産局農産部穀物課長

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

このことにつきまして、別添のとおり、東北農政局及び関東農政局宛てに通知したので、御承知いただくとともに、貴傘下の関係者に対して、周知徹底をよろしくお願いします。



写

24生畜第2443号

平成25年3月1日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産局農産部穀物課長

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

平成24年産稲から生じる稲わらのうち、平成24年に収集するものについては、「平成24年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年5月18日付け24生畜第315号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「5月18日付け通知」という。）に基づいてモニタリング調査を実施し、用途毎の暫定許容値以下であることを確認した上で、飼料及び家畜用敷料に利用するようご指導いただいているところです。一方、平成25年に収集するものについては、同通知の3において平成24年に作付けされた稲に由来する稲わらであって、平成25年に収集するものの流通・利用の自粛及び解除の考え方については、「平成23年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について」（平成24年2月3日付け23生畜第2277号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、農産部穀物課長連名通知。以下「2月3日付け通知」という。）に基づく平成24年産稲わら（24年収集）及び平成23年産稲わら（24年収集）のモニタリング調査の結果を踏まえ、別途通知することとしていました。

今般、平成24年産稲わら（24年収集）及び平成23年産稲わら（24年収集）のモニタリング調査の結果が出たことを踏まえ、平成24年に生産され、平成25年に収集される稲わら（以下「25年収集稲わら」という。）について、下記のとおり取扱うこととしたので、貴局管内の下記1の県に対して、貴職からご指導をお願いします。

記

- 1 本通知の対象となる県は、2月3日付け通知及び5月18日付け通知に基づく調査の結果（以下「調査結果」という。）、稲わらから飼料の暫定許容値の1/2（50 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された宮城県、福島県及び栃木県とする。

2 1の各県においては、

① 調査結果が50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村

② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日付け原子力災害対策本部）に基づき実施した平成24年産米の検査において50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村

を含む地域を調査地域として定め、当該地域内に所在する耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、当該地域で生産された、25年収集稲わらの飼料としての利用等を自粛するよう要請する。

3 上記2の調査地域で生産された25年収集稲わらの飼料としての利用等は、収集した稲わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。

4 各県は、3により実施した25年収集稲わらの検査の状況を農政局に報告すること。